

危険業務従事者叙勲

第46回危険業務従事者叙勲受章者が発表されました。
大垣市関係者では、次の方が荣誉に輝かれました。

- ◀瑞宝双光章▶ 山田 幹夫 氏 元県警部／警察功労
- 浅野 茂男 氏 元大垣消防組合消防司令長／消防功労
- 堀 好行 氏 元大垣消防組合消防司令長／消防功労

案内

軽自動車税の納税通知書を発送

軽自動車税の納税通知書を5月1日に発送します。
軽自動車税は、毎年4月1日時点の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車の手続きをした場合も、令和8年度分の軽自動車税は課税されま



す。
納期限は6月1日です。
詳しくは、課税課諸税グループ (☎47-8143) へ。

一般廃棄物減量計画書の提出

市は毎年、大規模事業所に対し、「一般廃棄物減量計画書」の提出をお願いしています。

対象の事業所へは、5月上旬に関係書類を発送します。

- ▶対象/事業用途に供する延べ床面積が1,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者または占有者
- ▶提出期限/6月1日
- ▶問合せ/環境政策課 (☎47-8638) へ

心配ごとや悩みごとなど 民生委員・児童委員へ

5月12日は、「民生委員・児童委員の日」です。

同委員は地域を見守る身近な相談相手であり、専門機関へのつなぎ役です。市内では現在、367人の委員が担当地区で活動しています。

介護・子育て・生活困窮などの心配ごとは、ひとりで悩まず、民生委員・児童委員にご相談ください。

詳しくは、社会福祉課 (☎47-7285) へ。



マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口の開設

平日の業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、休日・夜間窓口を開設します。

- ▶とき/【休日窓口】5月24日(日) 午前9時～正午
- 【夜間窓口】5月26日(火)・28日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ▶ところ/窓口サービス課
- ▶内容/マイナンバーカード交付・申請受付・電子証明書更新など
- ▶問合せ/同課 (☎47-8764) へ



市職員採用試験ガイダンス

- ▶対象/市の仕事に興味・関心がある学生や社会人などで、技術職(土木・建築・電気・機械)、社会福祉士、保健師を目指す人
- ▶とき/5月26日(火) 午前10時～正午(予定)
- ▶ところ/市役所8階 大会議室
- ▶内容/市の概要や採用試験情報、職員による業務内容説明・体験談・座談会など
- ▶募集人数/20人(先着順)
- ▶申込/5月1～18日に、市HP「電子申請サービス」から申込
- ▶問合せ/人事課 (☎47-8196) へ

公務員合同説明会

- ▶とき/6月6日(土) 午後1時～4時
- ▶ところ/光和ビル4階 会議室(林町)
- ▶内容/各参加団体からの説明と個別相談会
- ▶参加団体/岐阜県庁(資料設置のみ)、大垣市役所、大垣警察署、大垣消防組合、自衛隊大垣地域事務所
- ▶問合せ/自衛隊岐阜地方協力本部大垣地域事務所 (☎73-1150) へ

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者は、日頃から適切な管理を心掛けることが大切です。特に次の3つのポイントを意識して空き家の管理を行いましょう。

詳しくは、住宅課 (☎47-8184) へ。

ポイント① 空き家の適切な管理を!

空き家は個人の財産であり、所有者が管理しなければなりません。万が一、土地や建物によって他者に被害が生じた場合は、民法に基づき、所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負い、当事者間で解決することが基本です。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

ポイント② ご近所へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

ポイント③ 空き家の将来を考える!

現在、適切に管理している空き家でも、管理を続けることが困難になる場合があります。

管理不全な空き家になると、固定資産税の住宅用地特例が解除され、納税額が増える場合がありますので、将来に備え、賃貸や売却、解体して土地を売却するなど、早めの対応をご検討ください。

空き家の取り壊しに補助 空家等除却支援事業補助金

市内にある空き家の除却を行う人に対して、工事費用の一部を補助します(着手前に申請が必要)。

- ▶対象者/空き家の所有者もしくは相続人、または所有者などから同意を受けた人で、市税を完納している人
- ▶対象空き家/市内にある個人所有で状態の悪い空き家(現地調査あり) ※対象要件は市HPに掲載
- ▶対象工事/市内業者が実施し、同一敷地内のすべての建築物および工作物などを除却する工事 ※交付決定を受けた年度の2月末日までに工事を完了し、実績報告が必要
- ▶補助額/対象工事費用の3分の1(上限30万円) ※空き家の状態・規模・所在地によって拡充あり
- ▶問合せ/住宅課 (☎47-8184) へ



市HP



快適な暮らしを支える下水道

○下水道に流すと良くないもの

下水道は何を流してもいいというわけではありません。

水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などをトイレに流すこと、食べ残しなどの固形物、天ぷら油の廃油などを台所に流すことは、排水管の詰まりの原因となります。

また、トイレに流せるティッシュ・掃除シートなどであっても、一度に大量に流さず、少量ずつ流すようにしてください。

一人一人がルールを守り、下水道を正しく使いましょう。

○下水道への切り替えはお早めに

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道整備を進めています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いいたします。

工事費用の見積もりや施工は、市指定の下水道排水設備指定工事店(市HPに一覧を掲載)にご依頼ください。

詳しくは、下水道課 (☎47-8713) へ。



市HP